

製造事業所の皆様へ

企画課

☎ 973-5005

平成22年工業統計調査が12月31日現在で実施されます。この調査は、製造業を営む事業所を対象として行われ、調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の基礎資料や企業・大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されています。12月中旬から来年1月にかけて調査員が各事業所を訪問します。お忙しい時期とは思いますが、調査にご協力くださるようお願いいたします。

国勢調査のお礼

企画課

☎ 973-5005

2010年国勢調査期間中は、お忙しいところご協力いただきありがとうございます。調査の結果は、国・県及び市で行う行政の基礎資料や、教育・企業などの幅広い分野で利用され、私たちのより良い暮らしや街づくりに生かされます。今後とも統計調査へのご理解とご協力をお願いいたします。

償却資産（固定資産）の申告について

資産税課

☎ 973-5394

固定資産税については、土地、家屋及び償却資産が課税の対象となります。償却資産とは、土地、家屋以外の事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等の資産をいいます。会社や個人で事業のために用いるこ

とができる償却資産をつるま市内に所有している方、並びに、市内の事業所にリースされている方は、毎年1月1日現在の状況を申告することが義務付けられています。申告用紙については12月中に送付していますが、届いていない場合や新規に事業を始めた場合は、ご連絡をお願いいたします。後日、郵送いたします。※うるま市ホームページからのダウンロードも可能です。

【受付期間】平成23年1月4日（火）～1月31日（月）

午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時の間は除く）
【受付場所】本庁2階 資産税課

尚、最終日は大変な混雑が予想されますので、早めの申告をお願いいたします。

うるま市民無料相談所の開設

◆市民無料法律相談

うるま市顧問弁護士：ゆあ法律事務所 宮國英男弁護士

【と き】毎月第2木曜日 午後2時～午後4時
【ところ】石川庁舎（1階市民相談室）
【受付】市民ロビー 午後1時受付開始

【と き】12月24日（金）午後2時～午後4時
【ところ】本庁（1階市民相談室）
【受付】2階市民生活課 午後1時受付開始

※先着8名

午後1時から受付カードを配布しますが、法律相談は先着8名までとなっておりますので、お早めにご来庁ください。窓口が大変混み合い相談を受けることが出来ない場合がありますので予めご了承ください。

■12月第4木曜日の法律相談日時変更のお知らせ
12月23日（木）⇒12月24日（金）に変更となりますのでお知らせします。

◆人権相談所

【と き】平日 午前8時30分～午後5時15分
【ところ】那覇地方法務局沖縄支局 ☎ 937-3278

◆行政相談

【と き】平日 午前8時30分～午後5時15分
【ところ】沖縄行政評価事務所 ☎ 867-1100

◆消費者相談

【と き】毎週水曜日 午前10時～午後4時
【ところ】市役所本庁1階 市民相談室

【人権相談】近隣のトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰など人権問題でお困りの方。

【行政相談】国の行政や特殊法人についての苦情や意見・要望を受け付けます。

【消費者相談】マルチ商法やSF商法（沖縄では「ハイハイ学校」）などの悪質商法、架空請求や金融問題（多重債務）等に対するトラブル等について消費生活専門員が対応します。市民の皆さん一人で悩まず相談してください。

※相談は無料で秘密は固く守られます。
お気軽にご相談ください。

連絡先：市民生活課 ☎ 973-5487